

令和2年第3回忠岡町議会定例会における一般質問について

令和2年9月9日

1 質問者

前川和也議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
町長としての これまでの 町政運営の総括	① 広域行政の推進と基礎自治体の在り方について ② 役場の組織・人員について	町長

2 質問者

三宅良矢議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
16年間の町政総括 について	16年前の合併議論の結果として、岸和田市との合併選択しない結果を経た末に和田町政は誕生しました。財政が硬直化している中で批判を受けながらも徐々に回復させてきた手腕、とりわけ公立忠岡病院や忠岡町開発公社の解散は評価できる場所である。 合併解消を決めた16年前と現在とでは忠岡町内のみならず、日本の社会全体の背景が大きく異なっている事を鑑みると、本年11月の住民投票で大阪市が廃止される可能性が高い中、大阪府内の周辺市町村についても、近隣市との中核市や、泉州8市4町で政令指定都市を目指すなど、再び市町村合併の議論や影響が出てくることは、行政の広域化が進む中においては予見されることである。 それらを踏まえて、町長の今後の地方自治や忠岡に対する期待や考えをお答えいただきたい。	町長
教育環境の向上について	図書館を含めた文化会館全体の運営について、企業のノウハウなどを活用することは、住民サービスの質を向上させるという視点に立つと有用である。他にも忠岡幼稚園跡などの案は出るも予算が出ずに放置状態が続いている。それらの複合的な活用も視野に入れ、運営を希望する団体や企業を募り、忠岡町を含めて様々な提案を受け活用を開始していくべき。	町長 及び 教育長 及び 担当部長
大津川洪水や津波などの災害対策について	内水氾濫と外水氾濫のデータが大阪府より出ている。忠岡町内の一定地域を避難誘導区域から外す決定をされたこともあり、抜本的な災害対策の変更も視野に入れる必要がある。短中長期の視点でどの様に、安心安全性を高めていく取り組みをされていくか。	町長 及び 教育長 及び 担当部長

<p>行政機能の改革</p>	<p>職員40%（2.5人に1名）は勤続年数5年以下である忠岡町において、まともな組織機能が維持できるかどうかという状況である。それを乗り切る抜本的な行政組織改編を行い、今以上に民間に任せられるところは任せ、協働する方向性が必要と考えるがいかがか。</p> <p>一定金額以上の公共事業や指定管理などに『総合評価方式』を導入し、コンサルタント代や職員業務コスト削減の取り組みを進めるべきと考えるがいかがか。</p> <p>傍聴可能な忠岡町役場での会議は、ZOOMやスカイプなどで中継し、平日の日中にわざわざ来庁しなくては聞く事ができない、旧来の傍聴制度を改善すべきと考えるがいかがか。</p>	<p>町長 及び 教育長 及び 担当部長</p>
----------------	--	--

3 質問者

松井匡仁議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>新型コロナ対策について</p>	<p>コロナ禍において各種行事などが中止となるなか、今後の新型コロナ対策においての、忠岡町の対応について</p>	<p>教育長 及び 担当次長</p>

4 質問者

小島みゆき議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>避難所のあり方について</p>	<p>コロナ禍においての災害時の避難ですが、感染リスクを避ける行動を心掛けなければいけません。 どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>担当部長</p>
<p>コロナ禍の分散避難について</p>	<p>「避難とは難を逃れること」であり、感染リスクを考えて「安全な場所に逃げること」 分散避難によって災害物資の届け先が増えます。どう対応されますでしょうか。</p>	<p>担当部長</p>
<p>ヤングケアラー問題について</p>	<p>現状は？</p>	<p>担当部長</p>

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質 問 の 相 手
<p>西区ふれあい公園について</p> <p>【コロナ対策】 避難所になる小中学校の体育館の環境整備を</p>	<p>6月議会で遊具等撤去工事の予算が可決となったが、住民運動により、公園存続を願う署名が提出されている。しかし、忠岡町より今後の計画について公表されておらず、住民の中では「10月廃園」という声もあり、不安が広がっている。</p> <p>①住民の不安を払拭するため、現状の公表を。 ②子どもたちが安心して遊べる居場所を確保するため、より多くの土地の確保を。</p> <p>近年、南海トラフ地震等の巨大地震や、地球規模での気候変動による豪雨等、自然災害の危険が年々、高まっている。また、新型コロナウイルスをはじめとする『災害級』と言われる感染症の対策も必要である。災害時に多くの人々が避難する小中学校の体育館の環境整備が急務である。</p> <p>①エアコン設置の検討を。 ②トイレの整備も必要である。多目的トイレ等を含めた整備の検討を。</p>	<p>町 長 又は 教育長 又は 担当部長</p> <p>町 長 又は 教育長 又は 担当部長</p>

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質 問 の 相 手
<p>【コロナ対策】 国保料減免制度の拡充について</p> <p>【コロナ対策】 少人数学級の実施について</p>	<p>国において、新型コロナの影響で前年より収入が3割以上減少した世帯の国保料減免制度ができた。 しかし、被保険者が主たる生計維持者でない場合、事業収入が3割以上減少しても減免の対象にならない。 また、前年の合計所得金額が1,000万円以下であっても、収入が少なく所得がゼロの場合も減免の対象にはならない。コロナで収入が激減しているのに該当しないという矛盾がある。 国の交付金も活用し、町独自で減免対象にする考えはないか。</p> <p>新型コロナの感染防止のため、また、学びの遅れや子どものストレスに応えるケアの体制をつくる上でも、20人程度の少人数学級を町独自で実施する考えはないか。</p>	<p>町 長 又は 担当部長</p> <p>町 長 又は 教育長 又は 理事担当</p>

災害時における発達障がいの人たちへの支援について	災害時の発達障がいの人への福祉避難所の確保について	町長 又は 担当部長
--------------------------	---------------------------	------------------

7 質問者

河野 隆子 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
介護保険について	<p>① 新型コロナの影響で、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が前年より、10分の3以上で、65歳以上の方の介護保険料が減免される。 対象に外れる方についての減免制度を拡充されよ。</p> <p>② 改悪され続けた、介護保険制度で、要介護1から要支援におとされ、生活を維持するのが大変な高齢者に、町独自の支援として、サービスを供給されよ。</p>	町長 又は 担当部長
災害時の避難所について	<p>地球温暖化で、豪雨による河川の氾濫や土砂災害、家屋の浸水などの災害が各地で発生している。</p> <p>① 大津川に沿った忠岡北、忠岡東、高月北などは、避難所まで500m以上離れているということが、忠岡町立地適正化計画（素案）の資料で示されている。500m以内に避難所がないというのは、問題である。 避難所をつくるべきである。いかがか。</p>	町長 又は 担当部長

8 質問者

勝元 由佳子 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
事業所実態のない業者への発注問題について	<p>前回6月議会において、本町庁舎管理委託業務に関連した問題について一般質問をした。この一般質問の内容については、町長答弁のみならず、議会の中からも問題のある質問として叩かれている状況にあるが、この庁舎管理委託業務の発注案件については不審点も多いことから、発覚当時（本年4月）以降、継続調査していたところ、庁舎管理委託業務に係る費用の積算業務や発注仕様書作成等の業務を受注している業者は、入札未登録業者で、かつ、事業所に実態がないこと（ペーパーカンパニーの恐れ）が判明した。</p> <p>なお、本町は、同発注を本町庁舎竣工時以来、20年以上もの間、比較見積りも無しでこの業者に単独で発注し続け</p>	担当部長 又は 町長

<p>本町のずさんな文書事務・契約事務について</p>	<p>ている。</p> <p>1) この業者との契約は1者の特命随契であり、本町はその理由・根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項第7号（市場価格・他業者に比べて著しく安価で契約締結できる場合）としている。しかし、本件発注担当職員は、「市場価格を知らない、調査したことがない。」と言っている。</p> <p>この入札未登録業者を20年以上もの間、受注業者として選定・契約し続けている理由・経緯等について、具体的に説明されたい。</p> <p>2) この業者は、本町に入札登録のない未登録業者、つまり、受注業者としての事前資格審査を受けていない業者である。この業者の受注能力や信頼性等を、いつ、どのように確認・判断したのか？</p> <p>3) この業者との契約金額および発注業務内容について</p> <p>4) 今後の対応について</p> <p>前問の発注案件の調査により、本町では全庁的に入札未登録業者への特命随契が常態化しており、しかも、その起案決裁事務については、外部からは見つけられない内部用の紙決裁用紙を用いていることが判明した。</p> <p>1) 本町をはじめ全国の行政機関では、電子システムによる起案決裁システムを導入している。その最も重要な導入理由の一つが、公文書改ざんやアリバイ作り等の「公務員による不正の防止」である。</p> <p>システムが導入されている行政機関では、システムによる起案決裁が大原則であるのに、本町では未だに全庁的に内部用の紙決裁が行われている。このことは、住民や外部からは「都合の悪い公文書の隠ぺい」にしか見えない。起案決裁システムを利用しない理由や、システムによる起案決裁を「する場合」と「しない場合」の判断基準等について説明されたい。</p> <p>2) システムによらない起案決裁文書については、住民や外部に知られると都合の悪い公文書である可能性が高い。未だに内部用の紙決裁を行っている事務処理の内容について明らかにされたい。</p> <p>3) 入札未登録業者への特命随契や、不適切な公金支出の常態化について</p> <p>4) ずさんな文書事務・公金支出に係る今後の対応について</p>	<p>担当部長</p>
-----------------------------	--	-------------

<p>本町の若手職員の退職問題について</p>	<p>現在、本町において、若手大卒職員の大量退職が問題になっている。</p> <p>人事部局においても、昨年度末で中途退職した若手職員に対して退職理由等についてのアンケート調査を実施し、前回6月議会においてそのアンケート結果の内容・分析等について議会へ報告があった。</p> <p>1) このアンケート結果を開示請求するなど、若手職員の退職理由等を調べてみたところ、若手職員が本町を退職する大きな要因として、人材の育成・教育をしてもらえないことへの不安・不満や、業務量や給与面での不公平感等、上司や本町の組織体質に対する不満が大きいと思われる。アンケート結果の分析も含め、若手職員の退職理由等について、実際の若手職員の思い・理由と人事部局の認識・解釈はズレているのではないか？</p> <p>2) 過去の若手職員の中に、本町組織を改革しようと頑張っていたリーダー的存在の若手職員がいたが、このリーダー的若手職員はすでに本町組織の改革をあきらめ、数年前に退職したと聞いている。</p> <p>このリーダー的若手職員の退職が現在の若手職員の退職の一因になっているとも聞いているが、それほどヤル気があった若手職員が、なぜ本町組織の中で心折れたのか？ また、このリーダー的若手職員の件も含め、これまで本町組織では、幹部職員と若手職員がどのような状況であったと認識しているのか？ 説明されたい。</p> <p>3) 本来、職員の昇級・昇格等は、職員本人の能力・資質等によって判断・決定されるべきものであるが、本町は未だ年功序列型の組織であり、管理職に昇任するに当たり昇格試験がない。</p> <p>ヤル気や能力のある若手職員のモチベーションを維持・向上させ、本町組織の活性化を図ることは、結果として質の高い行政サービスとして住民に還元されることになる。本町でも昇格試験を早期に導入すべきと考えるが、いかがか？</p> <p>4) 若手職員に対する今後の対策・対応について</p>	<p>担当部長 又は 町長</p>
-------------------------	--	---------------------------